

65歳以上の人

●合計所得金額  
収入から公的年金等控除・給与所得控除・必要経費を控除した後で基礎控除・人的控除などの控除をする前の所得金額のことです。土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用います。

本人が住民税を課税されていない、または生活保護を受給している

いいえ

はい

本人の合計所得金額が160万円未満

いいえ

はい

本人の合計所得金額が220万円未満

いいえ

はい

同一世帯の65歳以上の人(本人含む)の  
年金収入+その他の合計所得金額が  
●1人の場合 280万円  
●2人以上いる場合 合計346万円

未 満

以 上

同一世帯の65歳以上の人(本人含む)の  
年金収入+その他の合計所得金額が  
●1人の場合 340万円  
●2人以上いる場合 合計463万円

未 満

以 上

1割負担

2割負担

3割負担